

設置されているメーターは有効期限内ですか？

ご自宅に設置されている光熱水の使用量を計るメーターは、使用料に応じ料金を正確に精算するためのものです。そのため、それぞれに有効期限が設けられています。

有効期限の確認方法

電気メーター
(有効期限 10年)



水道メーター
(有効期限 8年)



ガスメーター
(有効期限 10年)



メーターに関するQ & A

Q：自宅に設置されているメーターの有効期限が切れています。どうしたらいいのでしょうか？

A：料金請求者にメーターの交換を依頼してください。対応がない場合は、佐賀県くらしの安全安心課にご連絡ください。

Q：メーターに有効期限が『28年3月』とありますが、これは『2028年3月』のことですか？

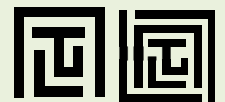
A：いいえ、これは和暦での表記であり、『平成28年3月（2016年3月）』までということです。

Q：有効期限は和暦での表記のものしかないのですか？

A：和暦、西暦双方のものがあります。和暦か西暦か分からない場合は、佐賀県くらしの安全安心課にお問い合わせください。

Q：メーターにマーク(右図)が付いていますが、これは何ですか？

A：このマークは、国や県などの公的機関が行う検定（計量器の構造や精度、能力等が法令で定める基準に適合していることを確認する検査）に合格したメーターに付される証印です。この証印が付されていないものは、メーターとして使用できません。



何か不明な点があれば、下記にお問い合わせください。

佐賀県くらしの安全安心課 事業者指導・計量担当 ☎ 0952-25-7069